

162
454

神田神社由緒略記

013929-000-1

特14-432

神田神社由緒略記

本居 豊穎 / 編

M25

ABB-0170



神田神社由緒略記

當神社ハ古昔豊島郡芝崎村今の神田橋の内に在りて江戸江戶の舊社ナ
 リ元和二辰年今七十七年四月當所に遷る徳川家二代將軍の

時社殿造營神寶祭器を寄附ありて神事祭式をも嚴重に執

行ふ事となり明曆三年正月元祿十六年十一月明和九年

二月と三回まで火災お羅りたれども其度毎に將軍家の造

營にて復例の儀式の連綿とし闕く事なかりき當今の社殿

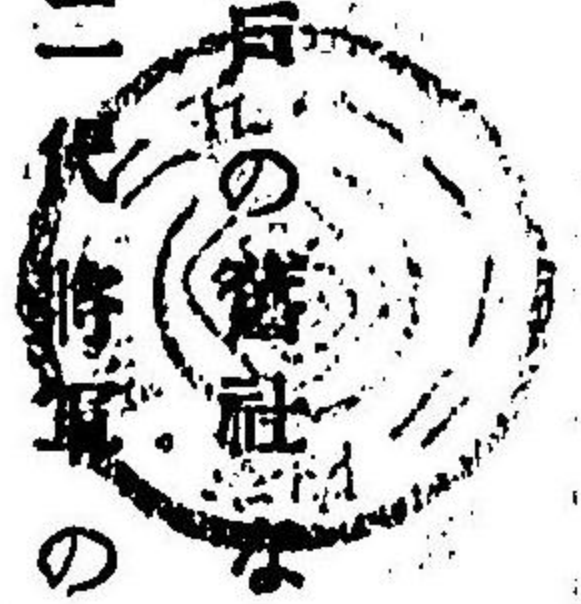
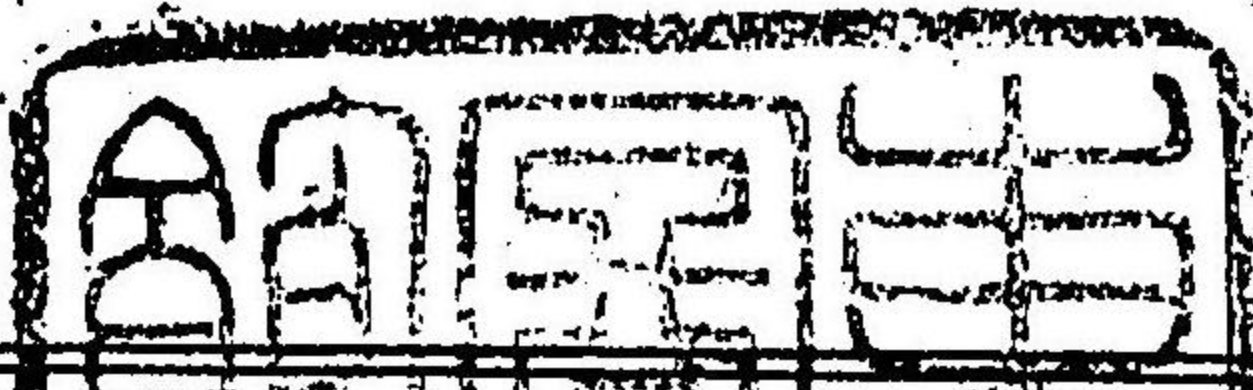
及神輿は明和燒失後の造營の物なり今年百有余年

九月の祭禮古昔の船祭なり元和年中より陸路のみの渡御

となり延寶の頃までハ毎年なりしを天和年間より隔年と

なり神輿の昇丁行列の役夫ハ悉く三傳馬大傳馬町小傳馬町南傳馬町を云

町小傳馬町には小舟町江の町役なり神馬乗物長柄の行列前後



の誓固等の氏子中の大小名より出し供奉の神官數略の近
郷近在の神社より義務にして行装の盛大なる儀式の嚴重
なる當今の式よりも重大なれども祭費を募る等の事いな
かりき氏子町々よりの初穂と稱して物を納むるのみ却て
其町々にて催す所の出し印練り物の類も多分の金を費す
事にてありき古來恆例の神事年中數度の祭式用料の物品
日供神饌等の經費一切は神領三十石あり表裏門前町_{今田}
町_{宮本}の地ありて充分なり舊神官の奉仕給へ氏子武家町家よ
りの献納物にて不足なかりき神領門前地とも上地の後の
無祿の神社となり傳馬町の役も廢せられ氏子の大小名も
散亂して遂に渡御の祭式の行われ難きも明治元年十一月
社格昇登えて勅祭神社と准せられし故に神事も専ら嚴

肅ならしめんと同二年の渡祭式に東京府區々の中年寄
の心配によりて町々の寄附を募り神輿を修復し祭器を改
良し行装を改正して執行し氏子町々の出し印練り物等ハ
止めて町年寄の叢神輿の護衛として供奉す同三年ハ中添
年寄の心配にて祭費を町々の小間割の出銀と定め同四年
同五年と四年繼ぎて渡祭を修し同六年ハ休きて七年よ
り又隔年の事となす
本社扱入物の追々薄く式供日饌の漸々古格に違ひ関典あ
らん事を憂慮して明治六年二月氏子内の有志者を結合し
神饌講社を設立す
明治七年の八月祭神の座位を慶長の昔も復し將門靈神を
表名して別殿に祀り神代の緣由に因りて常陸國なる磯崎

神社より少彦名神を迎へて本社各殿に祭る
同年の渡祭にて町々小間割出銀の額大に減少せし故據な
る行装を省略す同九年にハ巡行の路次を細密にし二日間
の渡御となる同十一年も二日の巡行なり此年十一月將門
神社の遣營氏子町々の寄附を以て大略落成して遷座式を
執行す
同十三年の渡祭より巡行三日間となる
明治十五年神輿祭器等大破れて特別の寄附を募り大に修
復し別に祭費を聚めせして三日間の渡御式を修す
本社に構造の格別堅牢なりし故安政度の震災にも大破損
なかりしが境内建物の随分損じたり其後漸々再造修繕な
したれど無祿以後の遂に行届かき境内の体裁大に荒れた

る際維持保存の事政府の厚き思召みよりて明治十六年ハ
保存資金を下されたり是ハ因りて氏子町々に議り保存講
社を設立し社境内外の損所を回復し神具什器の閑乏を補
充し儀式供饌の不備を完全し神馬の飼養に樹木の培養に
漸々成し整ふる事となりたり
明治十七年の渡祭にハ巡行路次益々細密に日數四日を要
せし故ハ便宜を慮り假屋を日本橋兩國の二所ハ建たり折
悪く祭日中暴風雨ありて六日間ハ及び祭費大に嵩またり
此年の十一月工事を起し將門神社ハ高欄を附け本社への
渡り橋を造り東蔵の石積を補築し西北蔵の柵を新造して
大に境内の取締を堅固にす又神馬舎の修復をなす
同十八年の一月西隣の境界ハ木柵を造り東北の蔵上ハ玉

垣代用の柵を設けて社境の体裁を整へしむ二月火災ありて神庫類焼し多く祭器の類を焼き攝社末社且新築の木柵大小の樹木等も災ひ罹りたれば仮柵を作り半焼の建物にハ修繕を加へ樹木數本を植付て粗体裁を成たり又保存講社の集額ハ年々減少し費出ハ漸々嵩む方なれば四月中方法を改良し大祭保存講社と改稱して焼失の祭器製造に着手し四年の鈴玉鉾を再造す
同十九年神輿を修復し祭器の調進して九月渡祭執行なすべきを流行病の爲に延期して同廿年の九月執行す
同廿年額股の大修復をなす同廿一年の七月講社事務を改正す
同廿二年九月渡祭例の如く同廿三年の十一月工事を起し

將門神社の屋根を銅葺にし社務所を修復し神饌所を改造す
同廿四年渡祭の順年を日枝神社と隔年の舊例も復し翌年に譲り拜殿梁上の彫刻物保存の爲に金網を張り西隣境界に火防の爲石塀を造る等の工事をなす
明治廿五年五月渡祭を執行す祭期中雨降りて六日間に及ぶ同年七月に至り神輿庫を修造す
抑當社の徳川家入國の初より江戸の舊社の故を以て格別崇敬あり第一に神領を寄せられて祭祀を怠るべからずと天正十九年黒印にて令し給ひ元和二年遷坐の時にハ二代將軍の令にて江戸の壯觀として社殿を殿重よ造營あり
當時江戸の社寺に於て江戸の總社府内の鎮守となされし故江

戸に於て第一等の神社にてありし也御維新の際御改正にて社境も少しく荒たる体裁なりしが再び今日の美観を呈し祭式の嚴肅を致すの専ら氏子衆の誠意篤志の外にハ非るなり

神田神社

明治廿五年十一月

社務所

明治廿五年十一月五日印刷
全 年十一月九日出版

編輯者
兼 發行者

神田神社々務所

東京市神田區宮本町

右代表人

本 居 豐 穎

全市牛込區新小川町
二丁目八番地

印刷者

宇都宮 榮太郎

全市神田區花田町豐番地

